

熊本県本渡市楠浦町 256 の 12、256 の 7 地内及び地先並びに 288 の 9、288 の 1、291 の 5、291 の 4、291 の 12、291 の 7、291 の 9、291 の 3、291 の 11、299 の 3、299 の 2 及び 298 の 1 に 隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び A の地点と J の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- A の地点 基準点 五色島三等三角点（北緯 32 度 24 分 44 秒，東経 130 度 12 分 59 秒）から 322 度 02 分 14 秒 892.63m の地点
- B の地点 A の地点から 230 度 53 分 31 秒 164.70m の地点
- C の地点 B の地点から 320 度 53 分 31 秒 55.16m の地点
- D の地点 C の地点から 47 度 14 分 20 秒 22.58m の地点
- E の地点 D の地点から 142 度 46 分 01 秒 10.91m の地点
- F の地点 E の地点から 51 度 23 分 13 秒 72.85m の地点
- G の地点 F の地点から 52 度 31 分 37 秒 30.06m の地点
- H の地点 G の地点から 58 度 00 分 11 秒 29.54m の地点
- I の地点 H の地点から 152 度 19 分 55 秒 4.46m の地点
- J の地点 I の地点から 96 度 05 分 28 秒 15.89m の地点

(3) 面積

7,438.77 平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

平成 14 年 12 月 16 日

6 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部港湾課、熊本県天草地域振興局土木部維持管理課及び本渡市役所土木課

熊本県告示第 999 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 12 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市大字南島字尾切 1139 番 2 地先から 同 所 字白拍子 802 番 2 地先まで	520.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 12 月 25 日

熊本県告示第 1000 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 12 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	破木二見線	八代市二見下大野町字諏訪前 2396 番 2 地先から 同 所 同 字 2391 番 1-1 地先まで	68.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 12 月 25 日